平成２５年（フ）第８８号
兵庫県三田市あかしあ台１丁目12番地１　１棟104号、開始決定時の住所兵庫県三田市ゆりのき台１丁目22番地２
破産者　木室　　誠
１　破産債権の届出期間　平成26年１月13日まで
２　一般調査期日　平成26年３月７日午前10時
平成25年12月12日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６８２号
仙台市宮城野区岩切字三所北80番地の１　丸山方
破産者　鈴木　禮子
１　破産債権の届出期間　平成26年１月14日まで
２　一般調査期日　平成26年２月27日午前11時30分
平成25年12月12日
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第８８６号
さいたま市浦和区北浦和５丁目11番14号
破産者　篠田　安博
１　破産債権の届出期間　平成26年１月14日まで
２　一般調査期日　平成26年２月４日午後２時45分
平成25年12月10日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２６号
埼玉県志木市中宗岡１丁目19番61号　すこや家・志木、旧住所神奈川県逗子市小坪７丁目８番１号
破産者　平山熊三郎
１　破産債権の届出期間　平成26年１月17日まで
２　一般調査期日　平成26年２月３日午後１時45分
平成25年12月11日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１６３号
長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷2060番地６
破産者　野原　正登
１　破産債権の届出期間　平成26年１月17日まで
２　一般調査期日　平成26年２月５日午後１時30分
平成25年12月13日
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１号
京都府福知山市字天田125番地の２　市営つつじが丘団地28号
破産者　野口　隆俊
１　破産債権の届出期間　平成26年１月27日まで
２　一般調査期日　平成26年３月13日午前10時30分
平成25年12月12日
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２５年（フ）第８３１号
大阪府河内長野市下里町1074番地
破産者　大谷　健二
１　破産債権の届出期間　平成26年１月31日まで
２　一般調査期日　平成26年２月13日午前10時30分
平成25年12月12日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８３２号
大阪府河内長野市下里町1074番地
破産者　大谷　順子
１　破産債権の届出期間　平成26年１月31日まで
２　一般調査期日　平成26年２月13日午前10時30分
平成25年12月12日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３５２号
福岡県糸島市篠原西１丁目16番16号
破産者　平川　　茂
１　破産債権の届出期間　平成26年２月12日まで
２　一般調査期日　平成26年３月６日午前10時30分
平成25年12月12日
福岡地方裁判所第４民事部

破産管財人変更

平成２５年（フ）第５１６号
京都市南区東寺東門前町８番地
破産者　有限会社シック
破産管財人　徳田　　敏が死亡したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　冨増　四季
平成25年12月９日
京都地方裁判所第５民事部

平成２５年（フ）第５１７号
京都市中京区西ノ京南円町19番地
破産者　吉川　隆之
破産管財人　徳田　　敏が死亡したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　冨増　四季
平成25年12月９日
京都地方裁判所第５民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第１４３号
山口市大内御堀324番地２、開始決定時の住所山口市大内御堀2129番地　重冨アパートＡ棟301号
破産者　若松　謙治
異議申述期間　平成26年１月30日まで
平成25年12月13日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１８７７号
福岡県筑紫野市二日市北７丁目１番14―106号
破産者　樽美　　武
異議申述期間　平成26年２月12日まで
平成25年12月12日
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第２０８３号
東京都港区元麻布１丁目３番37―403号
清算株式会社　インターナショナルマーケティング株式会社
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２５年（ヒ）第２０６９号
東京都台東区台東１丁目５番１号
清算株式会社　デジブックジャパン株式会社
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２５年（ヒ）第３１号
神奈川県藤沢市菖蒲沢大上96番地３
清算株式会社　湘南精工株式会社
代表清算人　太田　武宏
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（ヒ）第１００３号
神戸市東灘区住吉南町４丁目６番34号
清算株式会社　宇治風呂住機株式会社
代表清算人　宇治かおる
１　決定年月日　平成25年12月11日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所第３民事部

再生手続開始

平成２５年（再）第７１号
神奈川県横浜市都筑区加賀原１丁目12番18号
再生債務者　高橋　肇治
１　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年１月９日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成26年２月13日から平成26年２月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２５年（再）第５０号
川崎市川崎区大師駅前１丁目８番２号
再生債務者　株式会社松慶
１　決議に付する再生計画案　平成25年11月26日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成26年１月29日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成26年１月21日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成26年１月15日
平成25年12月９日
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２５年（再）第１号
静岡県浜松市中区元城町216番地の11　鴻池元城ビル２階
再生債務者　株式会社東海内装
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年12月12日
静岡地方裁判所浜松支部民事部破産係